

### 第3検討部会 会議録

会議の名称	第10回 第3検討部会
開催日時	平成20年1月17日(木)午後18時35分から20時40分
開催場所	川口市職員会館 講座室B
出席者	(部会長)佐藤副委員長 (委員)増田委員、松本委員、阿部委員、浅羽委員、鈴木委員、森委員
会議内容	・自治基本条例の観点から考える意思決定
会議資料	・タイムテーブル ・ワークショップ資料 ・一般的な意思決定フロー及び川口市の事例
発言内容	<p>1. 自治基本条例における意思決定 (佐藤部会長よりコメント) (政策審議監より説明)</p> <p>現在の地方自治制度は、市民が市長と市議会議員を選挙し信託する二元代表制である。</p> <p>意思決定には、</p> <p style="padding-left: 40px;">市長からのトップダウン、職員からのボトムアップ</p> <p>市民のニーズ、関係団体や議会からの要請、また、法律や制度の改正により、職員が課題の設定、分析を行い、政策の立案作業を行う。内容によっては、附属の審議会や委員会に諮問し答申を受け、市民の意見聴取により案をまとめ、市長が決定する。これを議会へ上程し議会では、議会の日程に載せ、常任委員会へ付託する。常任委員会では、議案の審査を行い、常任委員会としての意思決定をまとめ、本会議で報告する。その後、本会議で議決され、市長へ報告、市長が執行する。</p> <p>もう一つの手段として、</p> <p style="padding-left: 40px;">政策会議や部長会議を経て市長が決断する</p> <p>通常の組織体制でなじまないような横断的なもの、新たなもの、方向転換を要するものは、三役を含む関係部長で構成された政策会議や各部長の集まりである部長会議にて決定される。</p> <p>(質疑応答)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策会議を経ると時間がかかり、環境変化に適応できない可能性がある。その場合は市長による専決の方がよいのではないか。</li> <li>・意思決定の方法は分かったが、政策会議で検討する施策はどうやって決めているのか。そこが見えづらい。</li> </ul> <p style="padding-left: 40px;">市長が施策を提案する場合もあるが、基本的には庁内で検討した上で</p>

政策会議にかける。

また、議会の一般質問から課題が出た場合は、市の対応、方向性について政策会議で検討する。

- ・市民が、議員を通してではなく問題提起をしたい場合は、政策会議の議題として必要な施策を提案することは少ない。
- ・市長の力が非常に強いと感じた。そのことはプラスの面も大きいと考えられるが、議会の存在意義が薄れないようにバランスが必要と感じた。
- ・川口市の場合は、政策会議と部長会議がある。違いや役割分担はあるのか。政策会議は公開されているのか。

政策会議は、主に議会で懸案となっている論点を直接議論する場であり、政策内容に関する意思決定を行っている。部長会議は、毎月1回庁議として行っており、情報共有の側面が強い。

政策会議は、政策意思決定のプロセスでの議論の場であり、公開はしていない。

- ・意思決定の際にどの程度定量的なデータ等を用いた科学的合理的な意思決定がなされているのか。

通常は、客観的なデータは意思決定の際に必要なが、他市のデータや関係団体に関するデータを収集した上で議論し決定している。

- ・政策会議には誰が出席しているのか。

市長、副市長、収入役及び企画財政部長、総務部長、都市計画部長のほか案件に関係する部課長が出席する。多数決ではなく、議論を踏まえて決定していく。

- ・市民からの請願もあるのか。

あるが、政策に直接反映されるという事例は少ない。

## 2. 検討結果

意思決定の市民意思の反映

- ・良い提案、議題の判断を市役所内だけで議論することは良くない。(提案しかできない、実行へのプロセス参加でもない。)
- ・市民の声を吸い上げるルートがない(役所内、議員以外の第3のルート)
- ・市民から政策提案を募集する制度を作ってはどうか。(出された提案で良い場合、採用していく、etc。)
- ・住民投票というフローがない 要検討
- ・意思決定に市民が関わるのは非常に難しい事だと感じた。
- ・意思決定をする会議に市民の参加はできないのか?(オンブズマンや市民代表?)
- ・意思決定する前にHP 上等で、市民や団体の意見を聞く方法等は考えられないか?
- ・市民から窓口、Tel で何件超えたら必ず提案というラインを作り、公開

する。(そのフローも含めて)

- ・市民の意見・意思をルート(フロー)にどうのせるかが、市民の目線ではない。(やり方がわからない。)

- ・意思決定の意思に反映される(関わる人達:市民)人々の意思が入っているのか疑問である。

- ・市民の提案を受け入れる所をつくる。

市長の権限の精査と権限委譲

- ・市長の諫言役と監査役が大切だと感じる=強大な権限の為。

- ・いかに市長の専決事項にするかが、重要になってしまっている。

- ・市長に意思決定権が偏りすぎ、権限の委譲が必要。

- ・市長の権限はとても大きいと感じた。

意思決定法のディスクローズ

- ・本日説明があったような、意思決定のしくみや流れを市民にも説明し、知ってもらう(広報で周知)

- ・意思決定のやりかたを明確にするべき。

- ・審議案件として取り上げられる条件(基準)が分かりにくい。

部局間連携の強化

- ・部局間との調整のあり方。

- ・政策会議に責任がない。横断的案件は連帯責任(担当)。

- ・「政策会議」にかける程でもないが、複数部局にまたがる案件は多い。「

基本計画」等々。この場合担当課が事務局となって進めているが、他部局への遠慮がみられ、なかなか思い切った事ができないように見うけられる。

責任・権限の明確化

- ・意思決定した所の責任の所在。

- ・意思決定の責任のあり方。

- ・責任の所在は、はっきりさせる。事実の隠ぺいや放置等の後ろ向きなものに限定、前向きなものは、責任より評価を。

- ・意思決定の権限と責任を明確にする(あいまい?)

科学的・合理的意思決定

- ・行政評価を活用した意思決定への転換。

- ・定量的判断はこれからは必須だと思う。

透明性の確保

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思決定の透明性</li> <li>・政策会議などの<u>透明性</u>を高める（庁内and庁外）</li> <li>・なぜ、誰が、決定したのか公開すべき</li> <li>・政策会議の情報公開</li> </ul> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参加と議会のあり方</li> <li>・政策目的に応じた意思決定機関をつくる。</li> <li>・市長の決定案件と議会の決定案件の線引きが分かりにくい＝困難？ ＝成り行き？</li> <li>・部局の担当者に提案しても他部署、他主体への遠慮からか、なかなか進んでいかない時、「市長メール」では部局の担当者に悪い気がし（結局は部長 担当者へメールが行く為）議員さん経由も悪い気がする。（圧力をかけている－という話を耳にしたことがある）この場合どうしたら良いのか。</li> <li>・決定（結論）を出すことがあいまい。（議論だけで終わらせてしまう）</li> <li>・総合計画や分野別計画等に掲げた<u>政策（目標）を実現</u>できたかどうかをオープンに議論する。</li> <li>・前向きな案件を取り上げたケースは、責任＋評価を。（部局から意思が出なくなる。）</li> <li>・決定した事への成果確認や、フィードバックがあるのか？ あまり意味の無い事を決定していないか？ 決定した事をくつがえす事はできるのか？</li> </ul>
次回以降日程	<p>第 11 回 1 月 30 日（水）18:30～20:30</p> <p>第 12 回 2 月 8 日（金）18:30～20:30</p> <p>第 13 回 2 月 29 日（金）18:30～20:30</p>